

# 平成15年度 第2回 静岡県防災会議

## 議 事 録

日 時：平成16年2月6日（金）14時30分～15時

場 所：静岡コンベンション&アウター「グランシップ」会議ホール「風」

出席者：会長及び委員合計57名のうち52名が出席

（開始時刻：14時30分）

### 知事挨拶

みなさんこんにちは。

一昨日は、箱根の山直下を震源とする火山性地震が突如生起いたしまして、心配いたしましたわけではありますが、たいしたこともなく平穏化したということで、ほっと胸を撫で下ろしたところでございますが、いつ何時災害が発生するかわからない、というのが日本列島の宿命だと存じます。

この地震対策につきましては、昨年は大変、対策に向けた取組みが大きく動いたわけでございます。7月の防災会議でもご説明を申し上げたところでありますけれども、5月に「東海地震対策大綱」が策定されまして、それに基づいて7月には、国の中央防災会議において「東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災基本計画」、これが修正をされました。特に修正の主要なポイントは、「東海地震注意情報」を発するという、東海地震の情報体系に大きく新たな変更が加えられた訳でございます。

本日はその変更に対応して、本県の地域防災計画の修正をお諮りするものでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また地震問題以外に、昨年は各地で風水害も発生いたしました。大きな規模にはなりませんでしたが、地震防災以外に、依然として風水害対策、特に長雨等によります崖崩れ、これも非常に本県にとって重要なテーマである、ということを再認識させられるような、そういう現象も起こりました。

今後とも、皆様方を先頭とする関係方面のお力と緊密な連携のもとに、災害の少ない、あるいは被害を極小に食い止める、そういう地域であるように努力をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、時間も貴重でございますので、早速審議に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 議事録署名人の指名

防災会議運営要領第7条の規定により、議事録署名人2名を指名する。

静岡地方気象台台長 榎嶋邦夫 委員

中部電力静岡支店長 大當武志 委員

## 議事

### 協議事項

#### 静岡県地域防災計画の修正

##### 【地震対策編】<防災政策室長 加藤晴夫>

この修正につきましては、昨年5月、国の中央防災会議におきまして、「東海地震対策大綱」が決定され、これを受けて7月には、東海地震の「地震防災基本計画」が改正されました。この改正に伴い、本年1月5日から、東海地震に係る新たな情報体系として施行されております。

この情報体系は、これまで警戒宣言前における関係機関の防災対応のトリガーでありました「判定会招集連絡報」が廃止され、代わって、東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に、気象庁が注意情報を発表するというものであります。

この注意情報の発表に伴いまして、県や市町村、防災関係機関等がそれぞれ実施する応急対策につきましては、県の地域防災計画に盛り込む必要があり、今回、これを修正するものでございます。

なお、今回の修正につきましては、緊急に修正すべき事項として必要な部分のみを修正しております。具体的には、地震対策編の第4編にあたる「地震防災応急対策」の部分の、協議が整った部分を見直しており、他の編はごく一部の修正にとどめております。

それ以外の事項につきましては、次回の防災会議において修正することとしておりますので、ご了解願います。

今回の修正点は、2点あります。資料1-1をご覧ください。

第1点目は、東海地震注意情報が発表された時に、県、市町村、防災関係機関、民間事業所が実施する応急対策対応の内容を定めた、ということであります。

主な応急対策の概要につきましては、次ページ別添資料1(2ページから5ページ)にそれぞれが実施する事項としてまとめてあります。

第2点目は、これまで明確に記載されていなかった「警戒宣言時の地震防災応急計画を作成すべき民間事業所」においての、地震防災応急対策の実施内容を明記した、ということであります。

これにつきましては、第1点目の、注意情報が発表されたときに実施する内容を定めたことにより、文章表現等を改めないといけない部分があり、ここを明記いたしました。

これにつきましては、6ページの別添資料2として概要をまとめてございます。

また、注意情報発表時の応急対策を、この地域防災計画に記述するにあたり、この段階では、住民や事業者の行為を禁止・制限したり命令するなどの措置を実施することは、法的根拠がなく困難であることから、「～を要請する」、「必要に応じて～する」、「～することが出来る」などの表現を用いております。

それでは、主な修正内容につきまして、資料1-2(新旧対照表)により説明します。

資料1-2の1ページ～第1章には、県、市町村及び防災関係機関の防災活動の概要を示しております。

県につきましては、注意情報が出された場合に職員を参集させ、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備事務等を行うこととしております。なお、注意情報の前に「観測情報」が発表された時にも、必要な職員を参集させ、情報収集・連絡の体制を確保することとして、それぞれ記載してございます。

16ページからの第3章では、広報活動について定めているところでありますが、県民が正しい情報を得て、適切な応急対策ができるよう、注意情報発表時には、その内容

や意味等、防災活動上必要な事項を広報することといたしました。

25 ページからの第 7 章では、避難活動について定めているものでありますが、津波や山・崖崩れの危険が予想される避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠く、警戒宣言が出されてからでは迅速な避難が難しい地域の「災害時要援護者」は、注意情報が発表された時点で避難を実施できる、といたしました。この場合、あらかじめ市町村・自主防災組織等の間で十分調整を図ったうえで、市町村が地域防災計画に定めておくこととしております。

41 ページからの第 11 章には、県有施設・設備の措置を定めております。注意情報発表時には、地震防災応急対策を円滑に実施するための準備措置を実施するとともに、必要に応じて、日常の利用や避難行動に支障をきたさない範囲で、水門や陸閘等の点検や閉鎖準備等、時間を要する対策を行うことができる、といたしました。

45 ページからの第 12 章には、防災関係機関等が講ずる措置を記載しております。警戒宣言時の対応の前に、各事業者が実施する注意情報発表時の措置についての記述を追加いたしました。

注意情報が出された時には、平常の業務・営業を継続することを原則としながら、警戒宣言に備えて必要な準備措置を行うことができる、としております。

例えば、水道・電気・ガスといったライフラインの供給、電話の通信、電車・バス等の運行については、原則として平常どおり継続する、としております。

病院・診療所にあっては、災害発生時の治療体制を確保するため、救急患者を除いて外来診療を原則制限し、帰宅できる患者の家族への引渡しの準備や、他の病院への搬送の準備を行うこととしております。

52 ページをご覧ください。警戒宣言時の記述について、「7 鉄道 (1) 列車の運転規制等」、イの項目の一部及び (2) 旅客の避難、救護の項目の一部に関して、鉄道事業者から変更意見があり、現在、庁内及び関係自治体と調整を行っているところであります。早急に調整を進め、次回の県防災会議において修正をお諮りしたい、としております。

54 ページの、第 13 章につきましては、新たに章を起こし、民間の事業者が実施する対策の内容を明記したものであります。

ここでは、まず各施設・事業所などに共通する事項を記述しております。

次に、57 ページ以降に、施設・事業所がそれぞれの地震防災応急計画の中で定めるべき個別の事項を記述しております。

注意情報の発表時には、警戒宣言時に備えた準備措置を行うとともに、建物の耐震性等の安全性に応じて、施設の使用制限、営業中止等の措置を段階的・部分的に実施できることとしております。

また、警戒宣言時には、原則として、施設の利用、営業等を中止するものとしておりますが、建物の耐震性が確保されている場合は、各施設管理者の判断により、利用や営業を継続できる、といたしました。

学校・幼稚園・保育所は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等が保護者などと協議、連携して、必要な計画を策定すること、としております。

注意情報発表時には、避難対象地区に指定されている地域にある学校等では、生徒の避難誘導や帰宅、保護者への引渡しを実施することといたします。

避難対象地区に指定されていない地域の学校でも、警戒宣言後にこれらの措置を行ったのでは生徒の安全確保が難しい場合には、注意情報の段階で帰宅等を行うこととしております。警戒宣言発令時は、授業や保育を中止し、帰宅や保護者への引渡しなどの対策を実施するとしております。

65 ページをご覧ください。第 5 編を若干修正しておりますが、これは、静岡県災害対策本部の設置に係る記述を修正しているもので、気象庁が東海地震であると判定したときには、県災害対策本部を自動設置する旨を記載したものであります。

資料 1 - 3 につきましては、従前の計画をベースとして、今回、新たに追加した部分は下線により、削除した部分は二重取り消し線により示したものでございますので、お目通し願えればと思います。

(地震対策編の説明、以上)

**【原子力対策編】<原子力安全対策室長 古牧邦治>**

資料 1 4 「平成 15 年度静岡県地域防災計画原子力対策編修正案の概要」をご覧ください。

県の原子力対策編は第 1 章総則から第 2 章の予防対策編、それから第 3 章の災害応急対策、第 4 章東海地震対策、第 5 章原子力災害復旧対策までの 5 章で構成されております。

今回の修正ではまず、本年 4 月 1 日に浜岡町と御前崎町が合併し、御前崎市となりま

すことから、浜岡町、御前崎町を御前崎市とするなど、項目欄に掲げてあります各箇所につきまして、全般にわたりまして用語を修正するものであります。

次に資料 1 5「修正案の新旧対照表」をご覧ください。

7 ページの第 3 章「原子力災害応急対策」の第 3 節の 2「原子力災害合同対策協議会への出席等」についてであります。これは、協議会の構成員を国の浜岡オフサイトセンター運営要領による会議運用の実態に合わせるため、修正するものであります。

次に 11 ページの第 4 章「東海地震対策」であります。その中の第 2 節「警戒宣言時における対策」についてであります。判定会招集連絡報が廃止されまして、代って注意情報が出されることになりましたことから、環境放射能を測定します緊急時モニタリング要員の参集時期を、注意情報発表時または警戒宣言発令時(警戒宣言発令時というのは、突発的に警戒宣言が発令された場合がありますけれども)、このようにするなど、注意情報発表時及び警戒宣言時の対応を明確にしました。

(原子力対策編の説明、以上)

質問・意見：なし

採 決：異議なし

原案により内閣総理大臣に協議する。

## 報告事項

### 市町村地域防災計画の修正協議

【市町村地域防災計画の修正協議】<緊急防災支援室長 松永憲明>

お手元の「資料 2」を御覧ください。

市町村の地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法 第 42 条第 3 項の規定により、「あらかじめ県知事に協議をし、知事は静岡県防災会議の意見を聴かなければならない」と定められております。

本件は、昨年 7 月 22 日に開催された防災会議から本日までの間に、会長が市町村地域防災計画の修正について、「静岡県防災会議運営要領 第 5 条第 1 項」に基づき専決処分したものについて、同条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

はじめに、1の「一般対策編」についてであります。記載のとおり、三ヶ日町をはじめ7市町の修正協議について、専決処分をいたしました。

修正内容は、「静岡県地域防災計画」の改正に合わせた修正であります。

主な修正内容としましては、

- ・土砂災害防止法施行に伴う総合的な土砂災害対策の推進についての追加修正
  - ・ボランティア活動の支援及びボランティア活動経費の確保についての修正
- などあります。

次に、2の「地震対策編」についてであります。記載のとおり、三ヶ日町をはじめ7市町の修正協議について、専決処分をいたしました。

主な修正内容であります、

- ・地域における自主防災組織の果たす役割を強化するため、民生委員・児童委員等と連携した要介護者台帳の整備についての修正
- ・住宅耐震化推進のためのプロジェクト「TOUKAI-0」による耐震診断及び耐震補強の推進についての修正

などあります。

（「市町村地域防災計画の修正協議」に係る専決処分についての報告、以上）

質問：なし

承認：異議なし

（議事終了：15時00分）

平成15年度第2回静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成16年 月 日

（議事録署名人）

委員（静岡地方気象台 台長）

印

委員（中部電力 静岡支店長）

印